

本稿は、8月5日に行われた「第44回自治体労働者平和のつどい in 広島」での報告について、加筆・修正したものです。

ウクライナ避難民との懇談から見えてきた 平和的・人道的支援の必要性

静岡自治労連

ロシアのウクライナ侵攻に対して、世界各国による戦争終結に向けた努力が続けられています。報道によると、東部地域では街中が破壊され、民間人の死傷者が多数出ています。

ウクライナ人口の3割近い1,300万人（国連 UNHCR による推計）が避難生活を強いられ、日本への避難は1,660人（出入国在留管理庁7月31日現在）を超え、そのうち、静岡県には23人（6月27日中日新聞静岡県内版）が避難しています。静岡県では、自治体や社協、ボランティア団体などで構成するウクライナ避難民支援団体「ウクライナ希望のつばさ SHIZUOKA」が4月1日に発足しました。

静岡自治労連の取り組み

2月25日 静岡県評（県労連）と市民団体とが共同して、繁華街で宣伝行動

3月1日 静岡県評議長名で抗議声明文を発表

3月3日發文 ロシア大使館への抗議FAX（単組へ要請）

3月15日發文 緊急人道支援カンパ（単組へ要請）

4月26日 「ウクライナ希望のつばさ

SHIZUOKA」共同代表 馬場利子さんとの懇談

5月6日 ウクライナからの避難家族へのインタビュー

6月23日～ 憲法キャラバンで自治体首長らと懇談

ウクライナ避難民支援団体

「ウクライナ希望のつばさ SHIZUOKA」
共同代表 馬場利子さんとの懇談（2022年4月26日）

戦争で人を殺さないことは私たちの権利

「ウクライナとロシアにどんな関係や理由があっても、他国に武器をもって攻めることは絶対にダメです。他国といざこざやすり合わせできないことがあっても、どこまでも話し合いで解決しなければなりません。理想主義者と言われようとも、戦争で人を殺さないとする憲法をもつ日本人は権利として言うことができるし、そういう憲法でない他国の人も基本的人権として言っていることです」

避難者支援を通じて平和憲法の価値を学ぶ

「国と国ではなく、あくまで隣近所にいる人が困っているのなら、生死を隔てるような状況にあるのならと支援に取り組みました。

みんなが力を合わせて支援をするなかで、平和を考え、憲法を学ぶ機会になると思います」

ウクライナからの避難家族へのインタビュー (2022年5月6日)

●オレーナさん 夫(日本人)、息子3人(ウクライナ人の前夫との子)

ウクライナでの避難生活

オレーナさんはウクライナに住む母親に3人の息子を預け、現在の夫と日本で暮らしていました。昨年9月に仕事のある夫を日本に残し、息子たちの就学のことで一時帰国したときに、コロナ感染再拡大により日本の戻れないまま、ロシアの侵攻に巻き込まれました。サイレンが多いときで1日に14回も鳴って、そのたびに地下の防空壕に逃げ込んだそうです。夜9時には灯りをすべて消し、いつ爆撃されるかわからない恐怖のなかで毎晩涙を流す日々だったと回想しました。

3人の息子連れ、何度も出国を試み、ポーランド経由で日本へ。息子たちのビザ取得など数々の困難を乗り越えての来日でした。現在は5人で静岡市内に暮らしていますが、救急車のサイレンにも敏感に反応してしまいます。母親はウクライナに残ったままなので、とても心配だと言います。

日本へ避難された方への支援について

夫婦は日本在住者であるため、避難者として認められているのは3人の息子だけです。日本の避難者支援金は生活保護基準であり、この家族のように日本に身寄りがある避難者には支給されません。独自の支援金支給をする自治体もありますが、避難先により格差が生じるため、国が一律の基準を定め、平等に十分な支援が行き渡るようにすることが求め

られます。支援の期間も6か月間や1年間といった期限があり、その後のことに不安を感じていると言います。

日本のウクライナ支援はどうあるべきか

ウクライナへの日本の支援に対してオレーナさん夫婦は、「日本は、第2次世界大戦や原爆投下を経験し、戦争をしてはいけないという心が長く刻み込まれていることから、幅広い人道的支援をお願いしたい。日本では抑止力としてアメリカの核を借り入れる必要があると言う人がいるが、唯一の戦争被爆国として核戦争は何としても防ぐという意思を通していくべき」と訴えました。

「支援を受けている立場からは言いづらいことは多い。自治労連のみなさんの取り組みで、国や自治体へ私たちの要望を伝えてもらいたい」と託されました。

※馬場利子さんとの懇談、オレーナさん取材の全容は、静岡自治労連ホームページに掲載しています。

静岡自治労連「憲法キャラバン」(2022年6月～8月)

2022年キャラバン(静岡県内35市町村中27自治体を訪問、首長と懇談13自治体)

●テーマ「ウクライナ情勢と多文化共生社会」

- ・ロシアのウクライナ侵攻に対する日本の支援のあり方は、「軍事対軍事」ではなく憲法9条をいかした平和的・人道的支援を
- ・ウクライナ避難民への支援は地域格差がないよう国が統一基準を設け、さらなる拡充を
- ・避難民を含めた在留外国人との多文化共生社会について

ウクライナ侵攻に対して、日本は平和的・

人道的支援に徹することの要請に対して、すべての自治体が賛同しました。核共有の否定も賛同するが、軍備増強は必要との意見を持つ首長は2～3見られました。

避難者支援は地域で格差が出ないように国が統一基準を設けることという要請にも賛同してくれました。避難者も一時的な避難で、事態が収まればすぐにもウクライナへ帰ると考えているだろうから、静かに見守っていきたいとの意見もあります。

多文化共生については、どの自治体も計画を策定しさまざまな施策に取り組んでいます。静岡県が取り組む「やさしい日本語」は、難しい言い回しをしないなど、相手に配慮した分かりやすい日本語を使おうとするもので、「言葉の壁のない静岡県」を目標に掲げています。日本に住む外国人は必死に日本語を学習しています。日本に住む人が海外の言葉と話せるようになり、外国人とコミュニケーションを取れるようになることも必要ですが、日本に住む外国人にとって一番伝わる言葉は、実は「日本語」なのです。

ウクライナから避難された方々の心情を思うと、戦争の一刻も早い終結を願うばかりです。静岡自治労連は3.1ビキニ事件の地の労働組合として、平和を広く住民に訴え、自治体に共同を求めていく取り組みを継続して強めていきます。